

児童福祉審議会・専門部会(児童福祉施設の設備及び運営基準について)の設置及び審議内容について

1 これまでの経過

○平成 21 年 12 月 「地方分権推進計画」閣議決定

- ・国が全国一律で定めてきた児童福祉施設の設備・運営基準について、都道府県等の条例に委任する。
- ・条例制定に関する国の基準の類型は、従うべき基準／標準／参酌すべき基準の3つ
- ・保育所の居室面積基準について、東京等の一部の地域について、待機児童解消までの一時的措置として、合理的な理由がある範囲内で、国の基準と異なる内容を定めることができる。

○平成 22 年 3 月

「地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」国会提出

○平成 22 年 11 月 児童福祉審議会第 1 回本委員会

専門部会を設置し、居室面積基準をはじめとする保育所の設備・運営基準の設定、その他待機児童解消に向けた取組等について審議することを決定

○平成 22 年 11 月～23 年 3 月

専門部会（保育所の設備・運営基準に関する検討）の開催

○平成 23 年 5 月 2 日

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）の公布、平成 24 年 4 月 1 日施行
- ・都道府県等が児童福祉施設の設備及び運営について条例で基準を規定
 - ・条例制定に当たり、従うべき基準／標準／参酌すべき基準を別途省令で規定

○平成 23 年 6 月 14 日 児童福祉審議会第 2 回本委員会

省令公布後、都が定める条例及び規則の内容について審議し、その立案に資することを目的として、専門部会を設置することを決定

○平成 23 年 10 月 7 日

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を定める省令の公布

- ・従うべき基準：施設に配置する従業者及びその数、居室面積等
- ・参酌すべき基準：その他の事項
- ・但し、保育所に係る居室の床面積については、国が定める期間及び地域において「標準」とする。

○平成 23 年 11 月 21 日

専門部会（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準について）を開催

2 専門部会での審議内容

(1) 審議対象施設：以下の9種別

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター

- *1) 情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センターについては、都内で未設置であるが、児童福祉法に規定する児童福祉施設であり、同法との整合性を図る観点から、都条例及び規則においても規定
- *2) 障害児施設については、児童福祉法に基づく障害児関連の省令公布後に開催する専門部会において審議を行う。

(2) 条例と規則の構成

施設に必要とされる設備や運営に必要となる職員などの基本的な事項	条例で規定
条例を補完する詳細な事項	規則で規定

第一章 総則	<p>【児童福祉施設全般に係る事項を規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都が条例で定める基準の目的及び向上 ・ 都が条例で定める基準と児童福祉施設、非常災害 ・ 児童福祉施設における職員の一般的要件 ・ 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準 ・ 入所した者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止 ・ 懲戒に係る権限の乱用禁止 ・ 衛生管理等、食事 ・ 入所した者及び職員の健康診断 ・ 給付金として支払を受けた金銭の管理 ・ 児童福祉施設の規程、児童福祉施設に備える帳簿 ・ 秘密保持等、苦情への対応 等
第二章～施設種別	<p>【設備及び運営に関する基準を規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員配置、職員の資格 ・ 設備の基準 等

(3) 基準案

① 保育所以外の8種別 → 国基準に基づき規定

都内施設の運営状況と、施設を整備、運営する上で必要不可欠なものとして国が定めている基準が、本年度、職員配置基準、設備基準ともに見直しがされたことを踏まえ、10月7日の省令で示された基準に基づき規定する。

② 保育所 → 国基準を基本とするが、一部に都独自の基準を規定

下記を除き、国基準に基づき規定する。

- ・ 都において、乳幼児の健康・安全の確保等の観点から、「東京都保育所設置認可等事務取扱要綱」により基準化し、その推進を図ってきた基準
- ・ 整備法附則第4条の規定に基づく、保育所の居室面積の特例措置に係る基準

<p>国基準で「従うべき基準」とされた事項について、都独自に上乘せ</p>	<p>○乳児室、ほふく室の面積</p> <p>国 《乳児室》をほふくしない段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上、《ほふく室》をほふくする段階の乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上</p> <p>→都 《乳児室又はほふく室》の面積について、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上と規定</p> <p>○新たに認定こども園を運営する際の特例</p> <p>国 既存の幼稚園又は保育所が新たに認定こども園を運営する場合における満3歳以上児の保育室又は遊戯室の面積及び職員資格の特例 →都 規定しない。</p>
<p>国基準で「標準」とされた事項について、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた都独自の基準を規定</p>	<p>○乳児室、ほふく室の面積</p> <p>都 国が定める期間及び地域において、年度の途中に定員を超えて入所させる場合は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき2.5㎡以上と規定</p>
<p>国基準で「参酌すべき基準」とされた事項について、都独自の基準を規定</p>	<p>○医務室</p> <p>国 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所に必置</p> <p>→都 満2歳以上の幼児を入所させる保育所にも必置</p> <p>○新たに認定こども園を運営する際の特例</p> <p>国 既存の幼稚園又は保育所が新たに認定こども園を運営する場合における満3歳以上児の屋外遊戯場の面積の特例 →都 規定しない。</p>
<p>国基準にはなく、都独自に規定</p>	<p>○開所時間 都 原則として概ね11時間とする。</p>

(4) 施設種別ごとの基準案

【資料3-2】のとおり

(5) 昨年度の専門部会で残された課題

①保育の質の確保、②面積基準緩和による子供への影響に関する検証については、【資料3-3】のとおり

(6) 各委員の意見及び審議結果

① 都が定める条例・規則

(児童養護施設)

○国の最低基準の改正に当たっては、地方基準になったときに差が出ないように、なるべく上げられるところは上げようという意見を出し、今回いくつか盛り込まれた。今回は国の基準を準用する形で条例化することでいいのではないかと思うが、ゆくゆくは、都の社会的養護の水準をしっかりと確保するための基準改定等について、積極的に検討してほしい。

○都は国の水準をリードする形で様々な制度をつくり、サービスの向上に努めてきた。この条例には、都が条例で定めた基準を常に向上させるように努めなければいけない、ということが入ると思うので、それを空文化させないよう、しっかりと取り組んでほしい。

(乳児院)

○乳児院においては、子供の安全を担保するためにはマンパワー以外あり得ない。特に夜間に手厚い対応ができる人員配置をお願いしたいというのが一番の願いである。

(保育所)

○2015年半ばには、税と社会保障の一体改革の中で、子育てシステムが再構築されるということで、保育の場合については、今回の条例が動くのはそれまでの間と理解している。そうなったときに、一番心配しているのは、下がった基準のまま新システムに移行されるということである。

(母子生活支援施設)

○建て替えが進まず、老朽化しているという問題がある。今回基準が1人3.3㎡から1室30㎡になったが、改築が進まないと基準をクリアしていかない。今後、人員配置も含めて段階的に引き上げるという話もあるので、そちらに期待したい。

② 保育所に関する都独自基準について

○（面積基準の緩和については）基本的には昨年度の専門部会で決まっております、基礎的自治体である区市町村が実施するか否かを決めるというところで落ち着き、（今後は）地元の区市との話し合いになるという感覚でいる。

○町田市は（特例措置の対象地域として国が指定した）15区9市に入っていない。都内の市町村の1つとして、都が決めればできるかと思ったら、どこができるかは国が決めるという。どういう意味で地域主権・地域分権なのか、よくわからないというのが率直な感想である。

○子供の保育環境に直接的な影響を与えることとなる面積基準の緩和については、待機児童の解消が目的であったとしても最後の手段であり、現在の段階で導入を図るべき対策ではない。また、今般国から指定された面積基準の緩和対象地域のうち、特別区においては面積基準の緩和により待機児童を解消することとしている区はないと聞いており、このたびの条例改正はこうした観点からも実効性の伴わないものとなる可能性が高いと考える。以上のことから、面積基準の緩和に係る部分については改めて反対である。

③ 離職者対策、職員確保について

○児童福祉施設における離職者の多さに対する対応が必要。質の向上を考えるとときには、職員が専門性を蓄えながら長く働き続けられるような様々な方策を考えることが必要。働き方や雇用形態、研修のほか、様々な分野からの工夫を複合的に検討していくべきである。

④ 研修について

○保育の場合は、国の最低基準の一部として保育指針が位置づけられている関係上、研修や自己の振り返りというものもやらなければならないという側面もあることは事実

○母子生活支援施設でも、虐待を受けている児童や、DVを受けている母親、障害があると疑われるような症状の保護者などの対応をしなければいけないこともある。今後こういう研修も含めて充実を考えてほしい。

○児童養護の質を担保するためには、研修を十分にやりながら訓練をしていくことで、入職してからステップアップできるようなシステムが必要。職員の養成・育成部分に今後とも力を入れてほしい。

○研修へ参加した保育士の代替費用について、都で考えていただいているが、もう少し使いやすくしてほしい。

- 研修メニューは充実してきているが、実際にどの程度効果的に実施されているか、本当に必要な人が受けられるような仕組みになっているかについては、もう少し見直しが必要である。

⑤ その他

- 乳児院において、虐待ケースが増えている。今後も、医療的なニーズを持った子供たちが増えていくだろうということは、容易に想像ができる。

- 虐待防止を考えたときに、子供の支援ということも大事だが、子育て支援、保護者への支援が非常に大事。予防という観点から、児童福祉施設の機能の拡充、特に保育所の地域への子育て支援の機能、ソーシャルワーク的な機能の拡充を先々検討してほしい。

《審議結果》

上記の意見交換を経て、専門部会において、事務局が提案した基準案が了承された。

3 今後の予定

- 第3回本委員会での審議結果を踏まえ、都条例及び規則を立案
- 条例・規則の施行については、整備法附則で規定されている改正児童福祉法の施行期日（平成24年4月1日）に合わせるができるよう、立案作業を進め、東京都議会へ条例案を提出
- 障害児施設については、別途開催する専門部会及び本委員会で審議を行い、その結果を踏まえ、都条例及び規則を改正予定

保育所の設備・運営基準の検討経過

1 専門部会の設置

平成22年11月4日(木) 本委員会

児童福祉施設の設備・運営基準に関する専門部会の設置を決定

2 専門部会の開催

(1) 保育所の居室面積基準を中心とした検討

① 委員

	氏名	現職
部会長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
委員	石阪 丈一	町田市市長
委員	加藤 尚子	明治大学文学部准教授
委員	鈴木 亘	学習院大学経済学部教授
委員	成澤 廣修	文京区長
委員	柗澤 章次	社会福祉法人めじろ会 めじろ保育園園長
委員	山口 洋	株式会社JPホールディングス代表取締役
委員	網野 武博	東京家政大学家政学部教授

② 検討経過

	開催日時	主な審議内容
第1回	平成22年12月21日(火)	○ 東京都の保育の現状と待機児童対策について ○ 保育所の設備・運営基準について
第2回	平成23年1月27日(木)	○ 保育所面積基準の緩和について ○ その他の設備・運営基準について
第3回	平成23年3月29日(火)	○ 専門部会の議論の整理について

③ 検討結果

ア 都の提案

0歳児、1歳児1人当たり3.3㎡以上とする(現行の認可基準と同じ)。ただし、厚生労働大臣が指定する地域において、年度の途中に定員を超えて入所させる場合の面積は、1人当たり2.5㎡以上とする。

イ 議論の整理

<多数意見>

「待機児童対策については、保育所等の施設整備を中心に進めるべきであるが、緊急一時的な措置として、年度途中に限って面積基準を2.5㎡まで緩和し、さらなる定員の弾力化を図ることも対策の一つであり、都の提案内容を了承する、というのが多数意見であった。」

<少数意見>

「一方で、一部の委員から、面積の緩和は選択肢として最終段階で考えるべきであり、もう少し時間をかけて法案の行方も勘案しつつ議論すべきであるという意見があった。」

ウ 残された課題

- ・面積基準の緩和による子供への影響に関する検証
- ・保育の質を確保するための検討